

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健法による保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、母子保健法による保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法に基づく各種事業における個人情報の取扱いについて、紛失・漏えい防止のため、データの持ち出し禁止、施錠可能な書庫等にて保管するなどの措置を講じている。また、受付業務や訪問指導事務の一部を外部に委託しているが、委託先による個人情報等の厳格な管理対策を重点において対応を行っている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務
②事務の概要	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、出生通知書の受理、妊産婦及び新生児の訪問指導、養育医療の給付、乳幼児の健康診査、母子の保健指導を行う。
③システムの名称	保健システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル 庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(母子保健法関係)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び第2条表の95の項、96の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の95、96の項及び第97条、第98条(母子保健法関係) <p><情報提供ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び第2条表において第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保健指導等に関する情報」が含まれる項(42、80、95、125の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の <p>42項関係: 第44条(生活保護法関係) 80項関係: 第82条(災害対策基本法関係) 95項関係: 第97条(母子保健法関係) 125項関係: 第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康政策部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>大森地域健康課 〒143-0015 東京都大田区大森西1-12-1 03-5764-0661 調布地域健康課 〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4145 蒲田地域健康課 〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1701 糞谷・羽田地域健康課 〒144-0033 東京都大田区東糞谷1-21-15 03-3743-4161 健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1661</p> <p>※請求先担当課は、住所地管轄及び事務主管により異なる。</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康政策部健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1661

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月21日	I. 1. ③システムの名称	エクセル管理、区民情報系基盤システム、中間サーバー	母子保健システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム基盤用システム名称の追加)」
平成29年7月21日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	訪問集計シート、妊娠届出書データ入力シート、養育台帳ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	妊娠の届出ファイル、養育医療ファイル、育成医療ファイル、小児慢性医療費助成ファイル、養育医療ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム基盤用の特定個人情報ファイル名の追加)」
平成29年7月21日	I. 5②所属長	鈴木 慶三	佐々木 信久	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)」
平成29年7月21日	II. 1及び2いつ時点の係数か	平成28年5月20日	平成29年7月10日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	佐々木 信久	健康づくり課長	事後	「その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更のため)」
令和1年6月28日	II. 1及び2いつ時点の係数か	平成29年7月10日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和1年6月28日	IV リスク対策の追加	なし	項目の追加	事後	「その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更のため)」
令和2年4月30日	I 関連情報 1 特定個人情報 ③システムの名称	母子保健システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	保健システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム名称の変更)」
令和2年4月30日	I 関連情報 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	[法改正による根拠法令の追加] <情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の69の2の項、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条(母子保健法関係) <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保健指導等に関する情報」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係)別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本法関係) 別表第二69の2項関係:第38条の3(母子保健法関係) 別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による根拠法令の追加)」
令和2年4月30日	II. 1及び2いつ時点の係数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和3年6月28日	I. 1 ②事務の概要	妊娠届出者や出生届出の情報を基に、面接・相談業務や訪問指導等に関する事務を行う。 養育医療対象者(未熟児)やその保護者(申請者)の情報を基に、医療費助成の認定及び給付等の業務を行う。 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請の受付事務を行う。	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、出生通知書の受理、妊産婦及び新生児の訪問指導、養育医療の給付、乳幼児の健康診査、母子の保健指導を行う。	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(文言の修正)」
令和3年6月28日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	妊娠の届出ファイル、養育医療ファイル、育成医療ファイル、小児慢性医療費助成ファイル、養育医療ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	母子保健情報、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(ファイル名の修正)」
令和3年6月28日	II. 1及び2いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和4年6月30日	I. 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の69の2の項、70の項 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の69の2の項、70の項 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による適用条項の変更)」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II. 1及び2いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(母子保健法関係)	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(母子保健法関係)	事後	定期見直し
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 ②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の69の2の項、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条(母子保健法関係) <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保健指導等に関する情報」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係)別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本法関係) 別表第二69の2項関係:第38条の3(母子保健法関係) 別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び第2条表の95の項、96の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の95、96の項及び第97条、第98条(母子保健法関係) <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び第2条表において第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保健指導等に関する情報」が含まれる項(42、80、95、125の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 42項関係:第44条(生活保護法関係) 80項関係:第82条(災害対策基本法関係) 95項関係:第97条(母子保健法関係) 125項関係:第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)	事後	定期見直し
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	定期見直し
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	定期見直し